

別表第七十二の五（第十一条関係）

権限移譲対象事務	市町村	対象市町村
一 家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号。以下この表において「法」という。）第四条第一項の規定による家庭用品の販売業者に対する表示等の指示		
二 法第四条第二項の規定による指示に従わない旨の公表		
三 法第十条第一項の規定による知事に対する申出の受理及び同条第二項の規定による調査		
四 法第十九条第一項の規定による家庭用品の販売業者からの報告の徴収等		
五 家庭用品品質表示法施行令（昭和三十七年政令第三百九十号）第三条第三項の規定による経済産業大臣との協議		

別表第七十二の六（第十一条関係）

権限移譲対象事務	市町村	対象市町村
一 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号。以下この表において「法」という。）第八十三条第一項の規定による特定製品の販売の事業を行う者からの報告の徴収		
二 法第八十四条第一項の規定による特定製品の販売の事業を行う者の事務所等の立入検査		
三 法第八十五条第一項の規定による特定製品の提出命令		
四 法第八十五条第二項の規定による損失の補償		

別表第七十六中

備考 この表に掲げる権限移譲対象事務は、法第二条第五号に規定する工場（同条第二号に規定する汚水等排出施設、同条第三号に規定する騒音発生施設、

同条第六号に規定する振動発生施設又は同条第七号に規定するダイオキシン類発生施設が設置されているものを除く。）に係るものに限る。

音発生施設、

を削る。

別表第七十八の次に次の二表を加える。

別表第七十八の二（第十一条関係）

権限移譲対象事務	対象市町村

一 秋田県公害防止条例（以下この表において「条例」という。）第三十三条第一項及び第三項の規定による指定粉じん発生施設の設置の届出の受理等
市町村（保健所を設置する市を除く。）

市町村（保健所を設置する市を除く。）

- 二 条例第三十四条第一項の規定による既設の施設が指定粉じん発生施設となつた旨の届出の受理
条例第三十六条の規定による指定粉じん発生施設の設置者に対する基準の遵守命令等
三 条例第三十六条第一項における指定粉じん発生施設の設置者等の氏名の変更等の届出の受理
条例第三十七条第一項において準用する条例第二十五条の規定による指定粉じん発生施設の設置者等の地位の承継の届出の受理
四 条例第三十七条第一項において準用する条例第二十六条第三項の規定による指定粉じん発生施設の設置者等の地位の承継の届出の受理
五 条例第七十八条第一項の規定による指定粉じん発生施設の設置者からの報告の徴収等

別表第七十八条の三（第十一条関係）

対象市町村	権限移譲対象事務
市町村（保健所を設置する市を除く。）	一 秋田県公害防止条例（以下この表において「条例」という。）第五十四条の規定による騒音を防止するために必要な措置の勧告 二 条例第五十五条の規定による飲食店営業等を営む者に対する営業時間の制限等 三 条例第五十六条第四項の規定による拡声機の使用の停止命令等 四 条例第六十四条の規定による悪臭を防止するために必要な措置の勧告 五 条例第八十条の二の規定による勧告に従わない者の公表（第一号及び第四号に掲げる勧告に係るものに限る。）

別表第八十五第十一号(三)中「療養病床の設置」を「病床の設置等」に改め、同号中(四)を(三)とし、(三)を(四)とし、(四)を(五)とし、(五)の次に次のように加える。
(三) 令第三条の二の規定による診療所の病床の設置の届出の受理

附 則

- 1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、別表第二十三第四号の改正規定及び次項の規定は公布の日から、別表第八十五第十一号の改正規定は同年一月一日から施行する。

- 2 この条例の施行により新たに市町村への権限移譲の推進に関する条例第三条の権限移譲対象事務となる事務に係る同条例第十二条の規定による協議又は告示その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。この場合において、同条第一項の規定による協議は、同項の規定にかかわらず、当該権限移譲対象事務となる事務に係る一の別表ごとに行うことができる。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十二月二十六日

秋田県条例第八十二号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第一条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年秋田県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

(市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正)

第二条 市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二十八条の六を削り、第二十八条の七を第二十八条の六とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年一月一日から施行する。ただし、第二条及び次項の規定は、同年四月一日から施行する。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

2 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年秋田県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第三号中「第二十八条の七第二項」を「第二十八条の六第二項」に改める。

県議会の請求による出頭者及び公聴会参加者の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十二月二十六日

秋田県条例第八十三号

県議会の請求による出頭者及び公聴会参加者の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

県議会の請求による出頭者及び公聴会参加者の実費弁償に関する条例(平成三年秋田県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「、第一百九条の二第四項及び第一百十条第四項」を「(同法第一百九条の二第五項及び第一百十条第五項において準用する場合を含む。)」に、「より出頭した参考人」を「より公聴会に参加した者」に、「第一百九条第四項、第一百九条の二第四項及び第一百十条第四項」を「第一百九条第六項(同法第

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県知事 寺 田 典 城

百九条の二第五項及び第百十条第五項において準用する場合を含む。)」に、「による公聴会に参加した者」を「より出頭した参考人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県精神科病院の任意入院者に係る症状等の報告の徴収に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十二月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第八十四号

秋田県精神科病院の任意入院者に係る症状等の報告の徴収に関する条例

知事は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百一十三号）第三十八条の二第二項の規定により、同項に規定する精神科病院の管理者に対し、規則で定めるところにより、定期に、当該精神科病院に入院中の同項に規定する任意入院者の症状その他同項に規定する厚生労働省令で定める事項について報告を求めるものとする。

附 則

この条例は、平成十九年一月一日から施行する。

秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十二月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第八十五号

秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県道路占用料徴収条例（昭和四十三年秋田県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「第十九条」を「第十八条」に改める。

第五条第二項中「督促手数料」の下に「の額」を加え、「四十円」を「五十円」に改め、同条第三項中「額につき」を「額に」に、「計算する」を「計算した」に改める。

第六号に掲 並びに同条 掲げる施設 車駐車場	建築物	階数が一のもの	階数が一のもの	Aに○・○〇六を乗じて得た額
その他もの	階数が二のもの	階数が一のもの	Aに○・○〇九を乗じて得た額	Aに○・○〇八を乗じて得た額
上空、トンネルの上又は	階数が三のもの	階数が二のもの	Aに○・○一を乗じて得た額	Aに○・○一五を乗じて得た額
階数が一のもの	階数が四以上のもの	階数が三のもの	Aに○・○一三を乗じて得た額	Aに○・○一六を乗じて得た額
ルにつき一年 占用面積一平方メートル		階数が二のもの	Aに○・○〇六を乗じて得た額	Aに○・○〇八を乗じて得た額
		階数が一のもの	Aに○・○〇六を乗じて得た額	Aに○・○〇八を乗じて得た額

別表法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物の項中「地下電線その他地下に設ける」を「地下に設ける電線その他の」に改め、同表中

令第七条
第七号に
及ぶ自動
げる施設

令第七条
げる休憩
及び自動

11